

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）の概要

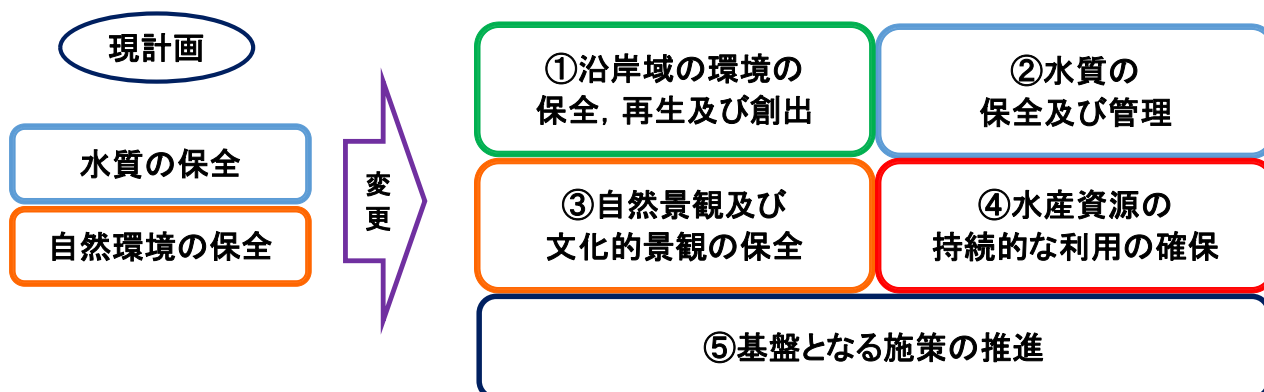
キャッチコピー『3つの「B」(Beautiful, Bountiful, Biodiverse)で進め！
とくしまのSATOUMI（里海）』

1 趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法において、国が基本となる計画（基本計画）を策定し、その計画をもとに関係各府県が府県計画を策定することが義務づけられている。

今回、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」が変更されたことに伴い、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」を変更する（平成27年10月瀬戸内海環境保全特別措置法改正）。

2 変更点および県計画の施策体系



国の基本計画の4つの目標（①～④）に⑤「基盤となる施策の推進」を加えた5本の施策体系としている。計画の期間は概ね10年とし、5年後に施策の進捗状況等を確認し、必要に応じて見直しを実施する。

3 施策体系の主な内容

- ①沿岸域の環境の保全、再生および創出
 - 藻場・干潟・砂浜等の保全等
 - 環境配慮型構造物の採用（洋上風力発電） など8項目
- ②水質の保全及び管理
 - 水質総量削減制度等の実施（栄養塩管理を含む順応的な取組）
 - 有害化学物質等の低減のための対策 など6項目
- ③自然景観および文化的景観の保全
 - 史跡、名勝、天然記念物等の保全（渦潮の世界遺産登録）
 - エコツーリズム等の推進 など7項目
- ④水産資源の持続的な利用の確保
 - 生産基盤の整備と保全
 - 環境に配慮した水産業（徳島大学生物資源産業学部との連携）
- ⑤基盤となる施策の推進
 - 環境保全に関するモニタリング、調査研究および技術の開発等（海岸生物調査）
 - 環境教育等・環境学習の推進 など7項目

4 計画の点検

計画の点検の際には、国の計画に示された指標や県の行動計画の数値等を用いて取組の状況を把握するものとする。

主な指標

- 水質汚濁にかかる環境基準達成状況
- 汚濁負荷量
- 史跡・名勝・天然記念物等の国・県指定件数
- 漁業生産量 など33項目

5 徳島の独自性

○計画内容に「洋上風力発電」や「渦潮の世界遺産登録」を盛り込むとともに県が主体となって住民との協働による海岸生物調査を実施。

○概要版を英語で作成し、HP等で公開予定

○計画に県独自のキャッチコピーを作成

『3つの「B」(Beautiful, Bountiful, Biodiverse)で進め！

とくしまのSATOUMI(里海)』

※キャッチコピーの3つのBとは

「Beautiful」美しい 「Bountiful」豊かな 「Biodiverse」生物が多様な

3つの「B」に対応する県計画の施策としては次のとおり。

「Beautiful」美しい ①③

「Bountiful」豊かな ①②③④

「Biodiverse」生物が多様な ①④

6 今後の予定

7月6日 徳島県環境審議会生活環境部会
審議会開催後 答申

8月 環境大臣協議(8月1日必着)

9月 県議会への報告

10月～ 府県計画の変更(公表・送付)